特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務				
②事務の概要	地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例申請)の求めを行う寄附者から個人番号を記載する様式の申請書により申請を受け付け、寄附の翌年の確定申告までに(翌年1月31日までに)当該寄附者の住所地の市区町村長に対して、申告特例通知書の送付をするものである。				
③システムの名称	ふるさと納税doシステム eLTAXシステム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
寄附金税額控除に係る申告特	寺例(ふるさと納税ワンストップ特例)申請				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条及び別表 項番20 2. 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条				
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	_				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	筑紫野市 企画政策部 企画政策課				
②所属長の役職名	企画政策課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 企画政策部 企画政策課 企画政策担当				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					
·					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年1月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目 3)基礎項目評価書及び全項目評 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の記されている。	F価書
されている。	羊細が記載
o 柱中田 桂却の1 f /桂却担併さい ロー <u>たいフェノナ等はよる ずたい/)</u>	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か (選択肢) (2) 十分である (2) 十分である (3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託し	ない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か [1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・	移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か コンクへの対策は十分か リスクへの対策は十分か コンクである コンツである コンツである コンツである コンツである コンツである コンツである コンツである コンツである コンツである。コンツである。コンツである。コンツである。コンツである。コンツのマンツのである。コンツのでは、コンツので	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない	ない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ				

9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	等による厳格なアクセス権限1	F、適切な管理を行って 度更新も実施している	ているPCへのアクセスは、パスワード、タ いる。アクセス権限は最小限とし、異動st。以上のことから、権限のない者によって	等によるア	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月15日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月7日	I-3 法令上の根拠	めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条及び別表第一 項番16	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条及び別表 項番20 2. 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条	事後	